

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	汚染 00-03 R0
提出年月日	令和5年1月5日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（汚染の防止）

（廃棄物管理施設）

1. 概要

- 本資料は、廃棄物管理施設の技術基準に関する規則「第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。なお、廃棄物管理施設には SA 設備の対象がないため、発電炉の SA 設備に係る記載は比較対象としない。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

汚染 00-03 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(汚染の防止)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条 (放射性廃棄物による汚染の防止) (1 / 1)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(放射性廃棄物による汚染の防止)</p> <p>第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。①</p>	<p>4. 閉じ込めの機能等に係る基本設計方針</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>4.2 放射性廃棄物による汚染の防止</p> <p><u>廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。①</u></p> <p>双方の記載 <不一致の理由> 対象施設の明確化を図った。</p>	<p>[記載なし]</p> <p>[許可からの変更点] 再処理、MOXの考え方を踏まえ表現の適正化を行った。</p> <p>【「等」の解説】 廃棄物管理施設の床、壁、手摺り、梯子については、下地の材料により樹脂系又はそれ以外の塗料若しくはメッキ加工を用いる事からそれらを総称し「樹脂系塗料等」とした。</p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>(6)その他</p> <p>a. 廃棄物管理施設は、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能を維持するために、【◇】ガラス固化体をガラス固化体の管理を行う機器の内部に収納し、適切に冷却する。◇</p> <p>廃棄物管理施設の建物並びに機器、配管及びそれらの支持構造物は、自重、内圧、外圧等の条件に対し、その機能を維持するとともに、平常時に想定される温度、放射線等の条件を考慮し、所定の機能が維持できる設計◇とし、想定される自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等）によってもその安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>廃棄物管理施設の建物並びに機器、配管及びそれらの支持構造物は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全性を損なわない設計とする。【◇】廃棄物管理施設の機器等は、誤操作防止を考慮するとともに誤操作及び故障によっても安全性を損なわないようにする。【◇】また、<u>万一の汚染が生じるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれのある場所については床等の表面の除染が容易な設計とする。①</u></p>	<p>6.4 放射性物質による汚染の防止</p> <p>放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。①</p> <p>人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 廃棄物管理施設には除染設備の要求がないため</p>	<p>備考</p>

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

■：発電炉との差異の理由 ■：許可からの変更点等

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十九条（放射性廃棄物による汚染の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	廃棄物管理施設の建屋内部（人が頻繁に出入りする室）の放射性廃棄物による汚染の防止に係る基本設計方針	人が触れるおそれのある場所については床等の表面の除染が容易な設計とする。	1 項	—	b, c
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
	対象なし	対象なし			—
3. 事業変更許可申請書の添五のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
①	閉じ込めの機能（汚染防止に係る基本設計方針以外）	第十条（閉じ込めの機能）に係る基本設計方針であるため記載しない。			—
②	受入施設又は管理施設	第十七条（受入施設又は管理施設）に係る基本設計方針であるため記載しない。			—
③	処理施設及び廃棄施設	第十八条（処理施設及び廃棄施設）に係る基本設計方針であるため記載しない。			—
④	外部からの衝撃（自然現象、人為事象）	第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）に係る基本設計方針であるため記載しない。			—
⑤	安全機能を有する施設	第十二条（安全機能を有する施設）に係る基本設計方針であるため記載しない。			—
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	仕様表				
b	廃棄物管理施設の図面				
c	添付-I 放射線による被ばくの防止に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
1	4. 閉じ込めの機能等に係る基本設計方針 4.1 閉じ込め 4.2 放射性廃棄物による汚染の防止 廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする	冒頭宣言 設置要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 設計方針 (汚染防止)	—	III-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書 2.2 放射性物質による汚染の防止	【2. 基本方針】 【2.2 放射性物質による汚染の防止の基本方針】 放射性物質による汚染の防止に関する設計について説明する。

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	4. 閉じ込めの機能等に係る基本設計方針 4.1 閉じ込め 4.2 放射性廃棄物による汚染の防止 廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする	冒頭宣言 設置要求	-	基本方針	III-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書 2.2 放射性物質による汚染の防止	【2. 基本方針】 【2.2 放射性物質による汚染の防止の基本方針】 放射性物質による汚染の防止に関する設計について説明する。	補足すべき事項なし

廃棄物目次								廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			
Ⅲ-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書										
2.								基本方針		
	2.2							放射性物質による汚染の防止の基本方針	廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする	補足すべき対象の事項なし

別紙4

添付書類の発電炉との比較

廃棄物管理施設－発電炉 記載比較
【放射性物質等による汚染の防止に係る説明書】 (1/3)

廃棄物管理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 (Ⅲ-1-1-2)	添付書類	
	Ⅲ-1-1-2 閉じ込めの機能に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 閉じ込め 2.2 放射性物質による汚染の防止		

廃棄物管理施設－発電炉 記載比較
【放射性物質等による汚染の防止に係る説明書】(2/3)

廃棄物管理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 (Ⅲ-1-1-2)	添付書類	
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」第十条に適合する設計とするため、廃棄物管理施設における閉じ込めの機能の維持、また、放射性物質によって汚染された物による汚染の防止のために必要な措置を説明するものである。</p>	<p>(発電所の添付書類には汚染の防止に係る記載はなし)</p>	

廃棄物管理施設－発電炉 記載比較
 【放射性物質等による汚染の防止に係る説明書】 (3/3)

廃棄物管理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 (Ⅲ-1-1-2)	添付書類	
4.1 閉じ込めの機能 4.2 放射性廃棄物による汚染の防止 廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする	2. 基本設計方針 2.1 閉じ込め (省略) 2.2 放射性廃棄物による汚染の防止 廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系又はそれ以外の塗料若しくはメッキ加工の材料によって仕上げる設計とする <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【AARB 添5】： 記載なし 【建設工認】 (放射性廃棄物による汚染の防止) 第九条 特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は 放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。 (ガラス固化体貯蔵建屋B棟) 1. ガラス固化体貯蔵建屋B棟の管理区域内で人が出入りする建物内部の壁及び床等であって、人が触れるおそれがある範囲は、塗装することにより汚染を除去しやすいようにしている。 (ガラス固化体貯蔵建屋) 1. 既設建屋であるガラス固化体貯蔵建屋の本申請に係る範囲において、管理区域で壁を撤去し開口とする部分の壁及び床等であって、人が触れるおそれがある範囲は、塗装することにより汚染を除去しやすいようにしている。 </div>		

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	4. 閉じ込めの機能等に係る基本設計方針 4.1 閉じ込め 4.2 放射性廃棄物による汚染の防止 廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする	基本方針 設計方針 (汚染防止)	【2. 基本方針】 【2.2 放射性物質による汚染の防止の基本方針】 放射性物質による汚染の防止に関する設計について説明する。	補足すべき対象の事項なし

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>4. 閉じ込めの機能等に係る基本設計方針</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>4.2 放射性廃棄物による汚染の防止</p> <div data-bbox="1160 436 1436 495" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">既設工認 本文</div> <div data-bbox="255 474 1457 684" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>廃棄物管理施設の管理区域のうち、放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする</p> </div>	<p>汚染①-1, ①-2</p> <div data-bbox="1754 1661 2697 1801" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】</p> <p> : 既設工認に記載されている内容と同様</p> </div>

**廃棄物管理施設の変更に係る
設計及び工事の方法の認可申請書**

本文及び添付書類

日本原燃株式会社

EB2①.001 JN 許 A

イ. 建 物

(目次)

本文

1.	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	
	a. 変更の概要	----- イ-1-1
	b. 準拠すべき主な法令, 規格及び基準	
	c. 設計条件	
	d. 設計仕様	----- イ-1-3
第1.-1表	ガラス固化体貯蔵建屋B棟のしゃへい設計区分	----- イ-1-13
第1.-2表	ガラス固化体貯蔵建屋B棟の壁厚等の主要寸法及び 主要材料	----- イ-1-14
	e. 工事の方法	----- イ-1-17

添付図

1.1	建物平面図, 断面図, 伏図, 配筋図, 断面リスト	
第1.1-1図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟平面図(その1)	----- 図-イ-1-1
第1.1-2図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟平面図(その2)	----- 図-イ-1-2
第1.1-3図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟平面図(その3)	----- 図-イ-1-3
第1.1-4図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟平面図(その4)	----- 図-イ-1-4
第1.1-5図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟平面図(その5)	----- 図-イ-1-5
第1.1-6図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟断面図(その1)	----- 図-イ-1-6
第1.1-7図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟断面図(その2)	----- 図-イ-1-7
第1.1-8図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟伏図(その1)	----- 図-イ-1-8
第1.1-9図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟伏図(その2)	----- 図-イ-1-9
第1.1-10図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟伏図(その3)	----- 図-イ-1-10
第1.1-11図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟断面図(その3)	----- 図-イ-1-11
第1.1-12図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟基礎スラブ配筋図(1)	----- 図-イ-1-12
第1.1-13図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟基礎スラブ配筋図(2)	----- 図-イ-1-13
第1.1-14図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟基礎スラブ配筋図(3)	----- 図-イ-1-14
第1.1-15図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟耐震壁断面リスト(1) 及び防護壁断面リスト(1)	----- 図-イ-1-15
第1.1-16図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟耐震壁断面リスト(2) 及び防護壁断面リスト(2)	----- 図-イ-1-16
第1.1-17図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟耐震壁断面リスト(3)	----- 図-イ-1-17
第1.1-18図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟耐震壁断面リスト(4)	----- 図-イ-1-18
第1.1-19図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟1階スラブ断面リスト	----- 図-イ-1-19
第1.1-20図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟柱断面リスト(1)	----- 図-イ-1-20
第1.1-21図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟柱断面リスト(2)	----- 図-イ-1-21
第1.1-22図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟大ばり断面リスト(1)	----- 図-イ-1-22
第1.1-23図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟大ばり断面リスト(2)	----- 図-イ-1-23
第1.1-24図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟冷却空気出口シャフト断 面リスト	----- 図-イ-1-24
第1.1-25図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟屋根トラス断面リスト	----- 図-イ-1-25
第1.1-26図	ガラス固化体貯蔵建屋B棟フレーム配筋詳細図	----- 図-イ-1-26
第1.1-27図	ガラス固化体貯蔵建屋/ガラス固化体貯蔵建屋B棟 間の搬送室伏図・断面図・断面リスト	----- 図-イ-1-27

- 本建屋のしゃへい材は、主としてコンクリートを用いるものとし、必要に応じて重量コンクリート、鉄、鉛等を用いるものとする。
- (d) 本建屋のガラス固化体を取り扱う搬送室は、負圧を維持できる設計とする。
- (e) 本建屋は、火災による影響の軽減のために防火区画を設定し、延焼を防止する設計とする。
- (f) 本建屋は、十分な強度・剛性及び耐力を有した鉄筋コンクリート造（一部鉄筋鉄骨コンクリート造及び鉄骨造）とし、鷹架層上部層に支持させる。
- (g) 本建屋の貯蔵区域しゃへいは、耐震クラスをAクラスとして設計する。
 本建屋は、Aクラスの貯蔵区域しゃへいを有しているため、Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。また、Aクラスの収納管、通風管及び貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器を内蔵しているため、基準地震動 S_1 により定まる地震力で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。
- ただし、ガラス固化体貯蔵建屋／ガラス固化体貯蔵建屋B棟の連絡通路については、ガラス固化体貯蔵建屋B棟と分離した構造とする。ガラス固化体貯蔵建屋／ガラス固化体貯蔵建屋B棟の連絡通路は、Cクラスの設備を内蔵しているため、検討用地震動 S_c により定まる地震力で間接支持構造物としての支持機能が維持されることの確認を行う。
- (h) 本建屋は、ガラス固化体の冷却のための冷却空気量を確保するため、冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトを設ける。
 また、冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトの開口部には、異物の侵入防止のため網目状のバードスクリーンを設ける。
- (i) 本建屋の貯蔵区域にはコンクリートの長期健全性を確保するため、天井部に断熱材と鉄板を、側壁部には冷却空気の側壁流路を設ける。
 また、冷却空気出口シャフトにも断熱材と一部側壁流路を設ける。
- (j) 本建屋は、自重等の条件に対し、十分な強度を有する設計とする。
 また、敷地及び周辺地域の過去の記録から判断される自然条件（最大瞬間風速、最低気温及び最大積雪量）に基づいた荷重条件で設計する。
- (k) 本建屋は、貯蔵区域まわりの壁及び天井スラブを航空機に対する防護対象として設計する。
 また、貯蔵区域天井スラブの収納管開口部には、航空機に対する防護として、防護ふたを設置する設計とする。
- (l) 本建屋は、収納管及び通風管の底部外面を目視により観察するため、貯蔵区域の壁に開口部を設ける。
- (m) 本建屋において、管理区域内で人が出入りする建屋内部の床及び壁であって、人が触れるおそれのある範囲の表面は、塗装を行うことにより、汚染を除去しやすい設計とする。

●

**特定廃棄物管理施設の変更に係る
設計及び工事の方法の認可申請書**

●

本文及び添付書類

●

日本原燃株式会社

(目次)

本文

1. 管理施設

a. 変更の概要	-----	□-1-1
b. 準拠すべき主な法令, 規格及び基準	-----	□-1-1
c. 設計条件	-----	□-1-2
d. 設計仕様	-----	□-1-3
(a) 貯蔵建屋床面走行クレーン		
(b) 貯蔵ピット		
e. 工事の方法	-----	□-1-5

添付図

1.1 機器配置図		
第1.1-1図	管理施設の機器配置図	----- 図-□-1-1
1.2 構造図		
第1.2-1図	貯蔵建屋床面走行クレーンの構造図 (その1)	----- 図-□-1-2
第1.2-2図	貯蔵建屋床面走行クレーンの構造図 (その2)	----- 図-□-1-3
第1.2-3図	貯蔵ピットの構造図 (その1)	----- 図-□-1-4
第1.2-4図	貯蔵ピットの構造図 (その2)	----- 図-□-1-5
1.3 工事フロー図		
第1.3-1図	管理施設の工事フロー図	----- 図-□-1-6

EB22 002 JN 1# C

c. 設計条件

- (a) 本設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (b) 本設備は、自重等の条件に対し十分な強度を有する設計とする。
- (c) 貯蔵建屋床面走行クレーンは、誤操作防止を考慮するとともに誤操作及び故障によっても安全性が損なわれないように設計する。
- (d) 貯蔵建屋床面走行クレーンは、耐震クラスをBクラスとして設計する。ただし、Aクラスのしゃへい容器と一体構造のため、Aクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。
- (e) 貯蔵ピットは、地震時の収納管の荷重を、スペーサを介して支持架構で支持する設計とする。
- (f) 収納管は、内部にガラス固化体を収納することにより、冷却空気によるガラス固化体のステンレス鋼製容器の腐食を防止し、放射性物質を閉じ込める機能を有する設計とする。
- (g) 収納管及び通風管は、耐震クラスをAクラスとして設計する。
- (h) 収納管及び通風管は、耐食性を考慮した設計とする。
- (i) 貯蔵ピットは、貯蔵区域の側壁コンクリートの長期健全性を確保するために、適切に断熱を行う設計とする。
- (j) 貯蔵ピットは、収納管及び通風管で形成する円環流路を流れる冷却空気、ガラス固化体を間接的に冷却する設計とする。
- (k) 貯蔵ピットは、冷却空気を冷却空気入口シャフトから貯蔵区域内の下部プレナムに流入させ、円環流路及び貯蔵区域の上部プレナムを通して冷却空気出口シャフトの排気口から放出させる設計とする。
- (l) 貯蔵ピットは、収納管と通風管で形成する円環流路出口における冷却空気温度を測定できる設計とする。
- (m) 貯蔵建屋床面走行クレーンは、人が触れるおそれのある部分には塗装を行うことにより、汚染を除去しやすい設計とする。